

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行等に伴う  
関係通達の改正案等について（概要）

1. 背景

「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」等を内容とする貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び改正法の趣旨を踏まえた法令遵守の徹底等を図るため、必要な通達の整備を行う。

2. 改正の概要

(1) 処分基準の見直し

改正法等を踏まえ、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号・国自貨第77号・国自整第67号。以下「処分基準通達」という。）」、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（平成21年9月29日付け国自安第75号・国自貨第79号・国自整第69号。以下「日車表通達」という。）」について、以下のとおり所要の改正を行う。

① 改正法により新設又は改正された事項の違反行為に対する処分量定として、以下の違反行為・量定を位置付ける。

- ・各営業所に配置する事業用自動車の数に関する事業計画変更認可違反：10日車  
※（現行）当該数に関する事業計画変更届出違反：警告
- ・自動車車庫の位置違反：10日車  
※（現行）事業計画変更認可違反、かつ、車庫の位置違反：20日車
- ・車庫の規模の確保違反：10日車  
※（現行）事業計画変更認可違反、かつ、車庫の規模の確保違反：20日車
- ・社会保険等の未納付：20日車（新設）
- ・損害賠償の支払能力確保義務違反：20日車（新設）

② 処分量定の2倍を上回らない範囲で加重することができる場合について、一定の輸送の安全確保義務違反のみを対象として規定しているところ、違反の内容が次のいずれかに該当する場合についても対象として明確化する等の改正を行う。

イ 違反行為若しくはこれを証する物を隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる場合の当該違反行為

ロ 違反事実が社会的影響のあるものである場合 等

③ 処分量定を軽減することができる場合について、一定の輸送の安全確保義務違反のみを対象として規定しているところ、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合についても対象として明確化する。

④ その他所要の改正

## (2) 悪質な法令違反に関する早期改善の徹底

輸送の安全の確保に係る一定の悪質な法令違反が常態化しているおそれがあると認められる事業者に対し、早期に改善を促す仕組みを構築するため、以下の内容等について新たに運用を定めるとともに、関係通達について所要の改正を行う。

① 法令違反の是正に係る命令の発出

次のイ又はロに該当する場合には、通常の貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 33 条の規定に基づく行政処分（事業停止・車両停止）に加え、法第 23 条の規定に基づく輸送の安全確保の命令を発出することとする。

イ 処分基準通達 5（1）①～⑤に該当する違反行為があった場合（運行管理者・整備管理者の不選任等）

ロ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する巡回指導及び当該巡回指導後に地方運輸局が行う監査の結果により、乗務時間等告示（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）、点呼実施義務及び健康診断受診義務のいずれにも違反が確認された場合

② ①の命令違反に対する処分

①による命令の発出から一定期間後に実施する監査において、当該命令への違反が確認された場合は、法第 33 条に基づく許可の取消し処分を行うこととする。

③ その他

①による輸送の安全確保の命令を「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について（平成 16 年 6 月 30 日付け国自総第 120 号・国自貨第 29 号）」に位置付けるとともに、②による許可の取消し処分について処分基準通達に追加する等の所要の改正を行う。

(3) 法第 64 条の規定に基づく荷主勧告制度における警告を行う事案の追加

「荷主勧告事務の細部取扱い等について（平成 29 年 6 月 30 日付け国自貨第 38 号）」について、以下のとおり所要の改正を行う。

- ① 貨物自動車運送事業者の法令違反行為に対して荷主の関与があるものと認められた場合等に発出する警告書の発出基準に、過去 3 年以内に、支社等の別、法令違反行為の種別を問わず、5 回の協力要請を受けた場合についても対象として追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和元年 10 月中旬～下旬

施行：令和元年 11 月 1 日